

## 新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

「石橋文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（石橋文化会館、文化センター共同ホール研修棟）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

### 記

#### 新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名		ア 大声での歓声・声援等をしない使用	イ 大声での歓声・声援等が想定される使用
石橋文化会館	研修室A	60人	30人
	研修室B	60人	30人
	1階会議室	36人	18人
	会議室A	16人	8人
	会議室B	18人	9人
	市民ギャラリー みゅ〜ず		27人
文化センター 共同ホール	会議室	24人	12人
	1階研修室	70人	35人
	応接室	6人	3人
	和室	40人	20人
	音楽室	40人	26人
	2階研修室	24人	12人

※ 食事を伴う催事はアとして取り扱わない。

※ 展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。

※ 会議室は口の字形式、研修室はスクール形式の目安である。

※ 楽器の練習などでマスクを着用ができない場合は、上表イに関わらず、さらなる人と人との間隔の確保や換気対策を行うこと。

※ イについては、人と人との間隔を十分に確保した座席配置とすること。

- ◎ 緊急事態措置等の対象地域と指定された場合の「公共施設における各施設の人数上限が50%」等との制限を受けた場合の最大使用人数は、上記のイ「大声での歓声・声援等が想定される使用」に記された人数を準用する。

附 則（2020年9月19日20振事第499号）

- 1 2020年9月19日以降の施設使用から適用する。

附 則（2021年8月19日21振事第550号）

- 1 2021年8月19日以降の施設使用から適用する。

<参考1> ア、イに該当する使用例

アに該当する使用例	コンサート（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇等（ミュージカル、現代演劇等）、舞踊（バレエ等）、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）、演芸（落語、漫才等）、公演・式典（講演会、ワークショップ、成人式等）、展示会など
イに該当する使用例	コンサート（ロック、ポップ等）、スポーツ観戦、キャラクターショーなど

※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡『各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例』より抜粋